

○ 悪臭物質の排出の規制地域及び規制基準（物質濃度規制の場合）

笠間市告示第288号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定に基づく規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

笠間市長 山口 伸樹

1 規制地域の範囲

- (1) 平成18年3月19日に効力を生じた合併前の笠間市の同月18日における地域に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により都市計画区域として指定された区域の地域
B区域	都市計画法第5条第1項の規定により都市計画区域として指定された区域以外の地域

- (2) 平成18年3月19日に効力を生じた合併前の西茨城郡友部町の同月18日における地域に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域として定められた地域

- (3) 平成18年3月19日に効力を生じた合併前の西茨城郡岩間町の同月18日における地域に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域として定められた地域（同法第8条第1項の規定により商業地域として定められた地域を除く。）

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名	地域の区分	A区域	B区域
アンモニア		1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン		0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素		0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル		0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル		0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン		0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド		0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド		0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド		0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド		0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド		0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド		0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール		0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル		3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン		1 ppm	3 ppm
トルエン		10 ppm	30 ppm
スチレン		0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン		1 ppm	2 ppm
プロピオン酸		0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸		0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸		0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸		0.001 ppm	0.004 ppm

備考

この表においてA区域及びB区域とは、1の表で区分した地域をいう。

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。